

議 事 日 程 （第2号）

平成25年9月18日（水曜日）午前9時30分 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第3 認定第2号 平成24年度東白川村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第4 認定第3号 平成24年度東白川村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第5 認定第4号 平成24年度東白川村簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第6 認定第5号 平成24年度東白川村下水道特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第7 認定第6号 平成24年度東白川村国保診療所特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第8 認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第9 発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について
- 日程第10 発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会の継続調査について

出席議員（7名）

1番	村 雲 辰 善	2番	桂 川 一 喜
3番	樋 口 春 市	4番	服 田 順 次
5番	今 井 保 都	6番	安 倍 徹
7番	安 江 祐 策		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職・氏名

村 長	安 江 眞 一	教 育 長	安 江 雅 信
参 事	安 江 弘 企	会 計 管 理 者	安 江 誠
総 務 課 長	松 岡 安 幸	村 民 課 長	安 江 清 高
産 業 建 設 課 長	小 池 毅	教 育 課 長	安 江 良 浩
国 保 診 療 所 事 務 局 長	安 江 宏	監 査 委 員	安 江 正 彦

本会議に職務のため出席した者の職・氏名

議 会 事 務 局 書 記	今 井 修 輔
------------------	---------

◎開議の宣告

○議長（安倍 徹君）

本日の出席議員は7名です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（安倍 徹君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第113条の規定によって、3番 樋口春市君、4番 服田順次君を指名します。

◎認定第1号から認定第7号までについて（質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第2、認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第8、認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を決算認定関連として、一括して議題とします。

ここで暫時休憩とします。休憩中に全員協議会を開催し、決算の質疑を行っていただきます。

午前9時38分 休憩

午後1時00分 再開

○議長（安倍 徹君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから上程中の認定第1号から認定第7号までの7件について質問を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

村長説明の決算説明書でありました数字についてちょっと質問なんですけど、全体的に出てくる数字は全て行政が100%管理できている数字、例えば何を支出しましたという数字がある中で、唯一、商工振興のところにおきましてのフォレストスタイル事業についての数字だけは、民間で起きている現象についての数字が上がっております。ほかの決算書でいうと、歳出ですとか、歳入に関しての数字が上がっている中で、そこだけはフォレストスタイルの売り上げとしての4億5,000万という民間における売り上げを上げてあります。このことは、本庁としては、この数字というのは100%行政が管理できている数字だから上げているのか、たまたま事業支出が何千万であるのにもかかわらず、ここだけ印象操作と言ったらすごい失礼ですけども、印象的に4億幾らの実績があったようにみ

えるように上げられたのか、これのちょっと意図をお伺いします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

別に特別な意図をもって上げたわけではありませんが、フォレストスタイルの皆さんがこのぐらいの事業をやっていますよということを知っていただきたかった、こういうことでございます。

[挙手する者あり]

○議長（安倍 徹君）

2番 桂川一喜君。

○2番（桂川一喜君）

今回の議会は決算認定ということで、実際に決算額について平等に、いろんな支出がよかったであろうかということを確認していく機会でありますので、例えばこの事業における成果を民間レベルの数字を上げるのであれば、全ての事業においてそれを横並びにさせていただかないと、バランスが、いいのか悪いのかということがとれません。

それと、今言われたように、たまたま行づけとしてはこうなんだというのがありますが、事業報告書の126ページを見てみますと、フォレストスタイル取り扱い契約という言葉を使ってありまして、そこが活動実績となっております。これは活動実績であって、事業実績ではないわけなので、事業実績なのか活動実績なのかというのは、数字を上げられるときには慎重にさせていただかないと、その事業に充てる予算の額が妥当かどうかということを検討するに当たっては、事業の成果なのか、事業の成果とは全然関係のない数字なのかというのをはっきりさせる必要があると思います。

ただし、ほかの事業についてはそういう余計な数字が載っていないために、それは皆さん個々がいろんな理由で考えられることができますが、フォレストスタイルについてだけ明確な数字が、ここで4億幾らというのが上がってしまっているというのは、決して判断材料としては非常によろしくはないと思うので、こういう載せ方をぜひ改めていただきたいということを思ったわけですが、これについてのご意見は。

○議長（安倍 徹君）

村長。

○村長（安江眞一君）

はい。おっしゃる通りにいたします。

○議長（安倍 徹君）

ほかにごいませんか。

[挙手する者あり]

はい、3番 樋口春市君。

○3番（樋口春市君）

村長を中心とされまして、職員の皆さん方の御努力で、ここ数年間、特に24年度は1億2,000万

を積み立てられて8億円の財政調整基金ができたということで、この村長説明の中にもございますように、災害等、不測の事態に対応できる体制が整ったということではございますけれども、まだまだCATVの更新あるいは簡易水道等の更新も控えておりますし、まだまだ河川につきましても災害の復旧はできたものの、危険な箇所が多数まだ見受けられますし、避難所の整備等についても今後努力をしていっていただかなきゃならないと思います。

また、特に緊急輸送道の整備は緊急を要するものでございますので、今後その点についても村長のお考えをお伺いしておきたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

緊急輸送路についても、なるべく早く、安全な道路をつくってまいりたいと思っております。それについては、その方面の土木事務所等へも陳情を重ねておりますが、少しずつ、政権もかわり、県の予算も土木の予算がつくようでありますので、もう少し時間がたてば予算の余裕もできるんじゃないかと期待をしておりますが、現在のところ、前の災害復旧、そしてまた先日の金子先生の講演会ではなるべく東白川村の道をよくしてまいりたいと、そのようなお話でございましたので、これから鋭意努力をしてまいりたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

村営住宅について質問をさせていただきます。

村では今後も村営住宅の整備を進めていかれることと思っておりますが、今現在、木曾渡であるとか曲坂であるとか、同じ集落に村営住宅の新設をずっと進められております。そういった結果から、その集落においては子供の数が非常にふえてきたというようなところもありますが、これをほかの集落にも分散することによって、今集落によっては、あと何年か後に本当に小学生がいなくなるとか、そういう現象も発生してきます。そういったことを思いますと、これは各集落との自治会との相談にもよりますし、土地の確保にもよります。今現在、村が確保しています土地の利用という面もありますが、人口減少のバランスを考えて、今後そういった意味では各集落に村営住宅を配置するというようなビジョンを持ってもいいかなあとと思っておりますが、その辺の見通しについて村長にお聞きいたします。

○議長（安倍 徹君）

村長 安江眞一君。

○村長（安江眞一君）

子供の数については、議員おっしゃるとおり、何年か先にはこの集落にはいなくなるんじゃない

かという心配はしておりますが、だからそこへ村営住宅を建てて若い人に入ってもらおうと、これは一つの方法であろうと思いますが、私はそこまでは気づいておりませんでした。木曾渡あたりはちょうど村の土地がそこにあったということで、村の方針としてはなるべく村の土地につくりたいということで、ほかのほうは壊して土地はお返しをいたしましたし、そういう意味でももちろんもう極本もいっぱいでございますし、曲坂もいっぱいありますので、今後そのほかの地域ということになるかと思いますが、ただいまの御意見も頭に置きながら今後のことは考えてまいりたいと思います。

いずれにしてもまだまだ老朽した村営住宅もありますので、建てかえてまいりたいと思っておりますので、また御指導をいただきたいと思っております。

○議長（安倍 徹君）

ほかに質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許可いたします。

[挙手する者なし]

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

[挙手する者あり]

1番 村雲辰善君。

○1番（村雲辰善君）

それでは賛成討論をさせていただきます。

ただいま議題となっております、認定第1号から認定第7号までの平成24年度一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算につきまして、認定の立場から賛成討論を行います。

振り返りますと、昨年3月12日、私はこの平成24年度一般会計予算案、平成24年度特別会計予算案に賛成の立場で討論をいたしました。予算の執行に当たっては、村長、行政職員を初め、村民の皆様のさまざまな取り組みや事業への参加をもって決算が達成されたものと思います。若干ではありますが、地域住民が自主、自立性を持って地域再生へ向けた取り組みなども始められ、当村が持続可能な地域としての道行きに少し明かりが見えたかと思っております。

それでは、その中身である平成24年度一般会計歳入歳出決算並びに特別会計歳入歳出決算につきまして、その内容を検証します。

財政面での取り組みでは、財政調整基金の積み増しを行い、実質公債費比率や将来負担比率の改善を見ても、堅実な財政運営がなされていると思います。その中で、防災対策として各集落での災害時図上訓練やハザードマップの作成、地域支え合い体制事業での要援護者個別避難計画の策定、または福祉生活支援事業、商業施設の誘致、老朽化の進んだ保育園の改修、総合運動場の改修など、直接的に住民生活の改善や安心安全の向上につながることへの取り組みがなされたことは、少子・

高齢化に取り組むべき地方自治の観点においても高く評価をいたします。

決算は、単に執行した予算をおさめるだけではなく、将来に向かっての改善策を見出し、これを次年度以降の予算や事業執行に反映して、住民生活の向上や福祉の充実、持続可能な地域づくりにどれだけの行政効果や経済効果をもたらせたかを検証することが重要です。豊かではない財政状況の中ではありますが、「持続可能な地域づくり」を最重要課題として掲げ、その実現のために今後も少子化、高齢化の抱える課題に対して先見の明を持って事業を展開しなければならない本村にとっては、1年1年が非常に大切になってきます。引き続き住民生活の向上と人口対策への成果を貪欲に求めることで、新しき事業を展開していくことを希望いたします。

1つ、課題として述べさせていただくならば、決算における不用額が年々増加していることが気になります。今後、村の持続可能な地域づくりを目指すならば、人材の育成や産業の育成は不可欠です。研修費や研究費、地域再生におけるソフトな事業はそれほど大きな予算が必要なわけではありません。少しの予算があれば改善される、少しの予算があれば一歩前に進めるといったことも多々多くあることに気づきます。小さな予算で住民の生活や村の将来への道が開けるなら、積極的に推進していくべきではないかと考えます。収入財源の確保とともに、財源に裏打ちされた事業計画をしっかりと作成し、少しでも未来が広がっていくことが何よりと考えております。

東白川村の将来像を実現するために、地域への投資というものは必要不可欠です。今回の決算をもとに新しい予算を組み立てるに当たっては、堅実な財政に加え、新しく未来への投資というところにもしっかりと目を向けていただきたいと思います。

最後に、監査報告にもありましたが、今後の簡易水道やCATV施設等の更新に加え、本村の医療福祉ゾーンの各施設の老朽化などへの対応などを考慮しても、財政調整基金の積み増しも必要かとは思いますが、しかし、少子化進行に対するの対策や高齢化への対応など、東白川村の動向にも注視しつつ、持続可能な地域という東白川村の将来像実現のために地域投資を積極的に進めていただきたいと思っております。

こういった思いを持って、平成24年度一般会計歳入歳出並びに特別会計歳入歳出について、賛成をもって認定をさせていただきます。

以上で賛成討論を終わります。

○議長（安倍 徹君）

ほかに討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件を、一括して採決します。

この表決は起立によって行います。

お諮りします。認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定についてから認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定することに賛成の方は起立を願います。

[賛成者起立]

全員起立です。したがって、認定第1号 平成24年度東白川村一般会計歳入歳出決算認定から認定第7号 平成24年度東白川村後期高齢者医療制度特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7件は、原案のとおり認定されました。

◎発議第1号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第9、発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

今井保都議員。

○5番（今井保都君）

発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成25年9月18日提出。提出者、今井保都、賛成者、服田順次、賛成者、安江祐策。東白川村議会議長 安倍徹様。

「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書。

地球温暖化防止のための温室ガスの削減は、我が国のみならず、地球規模のかつ喫緊の課題となっており、森林の持つ地球温暖化の防止や国土保全、水資源の涵養、自然環境の保持など、森林の公益的機能に対する国民の関心と期待は大きくなっている。

また、我が国は、平成25年度以降においても、京都議定書目標達成計画に掲げられたもの（第1約束期間における温室ガス排出削減義務6%のうち、3.8%を森林吸収量で確保）と同等以上の取り組みを推進することとしている。

このような経過も踏まえ、地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例措置が平成24年10月に導入されたが、用途はCO₂排出抑制対策に限定されており、森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保については、早急に総合的な検討を行うとの方針にとまっている。

もとより、地球温暖化防止をより確実なものとするためには、森林の整備、保全等の森林吸収源や豊富な自然環境が生み出す再生可能エネルギーの活用などの取り組みを、山村地域の市町村が主体的、総合的に実施することが不可欠である。

しかしながら、これら市町村では、木材価格の暴落、低迷や林業従事者の高齢化、後継者不足など厳しい情勢にあり、その結果、山そのものが荒廃し、自然災害等の脅威に国民の生命財産が脅かされるといった事態が生じている。

これを再生することとともに、森林吸収源対策などの地球温暖化対策に取り組むための恒久的、安定的な財源確保を講ずることが急務である。

よって、左記事項の実現を強く求めるものである。

記、自然災害などの脅威から国民の生命財産を守るための森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図ることに加え、二酸化炭素吸収源として最も重要な機能を有する森林の整備、保全等を推進する市町村の役割を踏まえ、石油石炭税の税率の特例による税収の一定割合を森林面積に応じて譲与する仕組みの構築を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月18日、東白川村議会議長 安倍徹。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣宛て。

以上です。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書についてを採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第1号 「森林吸収源対策及び地球温暖化対策に関する地方の財源確保」のための意見書については、原案のとおり可決されました。

◎発議第2号について（提案説明・質疑・討論・採決）

○議長（安倍 徹君）

日程第10、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

7番 安江祐策君。

○7番（安江祐策君）

発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書について。

右の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出する。平成25年9月18日提出。提出者、安江祐策、賛成者、服田順次、賛成者、今井保都。東白川村議会議長 安倍徹様。

次のページへ移っていただきまして、道州制導入に断固反対する意見書。

我々町村議会は、平成20年以来、町村議会議長全国大会において、その総意により、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことと決定し、本年4月15日には、全国町村議会議長会が、町村や国民に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されたとしていることはまことに遺憾であるとする緊急声明を行った。さらに、7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府、国会に対し要請してきたところである。

しかしながら、与党においては、道州制導入を目指す法案の国会への提出の動きが依然として見られ、また野党の一部においては、既に道州制への移行のための改革基本法案を第183回国会へ提出し、衆議院内閣委員会において閉会中の審査となっているなど、我々の要請を無視するかのごとき動きを見せている。

これらの法案は、道州制導入後の国の具体的な形を示さないまま、期限を区切った導入ありきの内容となっており、事務権限の受け皿という名目のもと、ほとんどの町村においては事実上の合併を余儀なくされるおそれが高い上、道州はもとより、再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことは明らかである。

町村は、これまでも国民の生活を支えるため、食料自給、水源涵養、国土保全に努め、伝統、文化を守り、自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある町づくりを進めてきた。それにもかかわらず、効率性や経済性を優先し、地域の伝統や文化、郷土意識を無視してつくり上げる大規模な団体は、住民を置き去りにするものであり、到底地方自治体と呼べるものではない。多様な自治体の存在を認め、個々の自治体の活力を高めていくことが、ひいては全体としての国力の増強につながるものであると確信している。

よって、我々東白川村議会は、道州制の導入に断固反対する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成25年9月18日、東白川村議会議長 安倍徹。

意見書の提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣法第9条の第1順位指定大臣（副総理）、内閣官房長官、総務大臣、内閣府特命担当大臣（地方分権改革）、道州制担当宛て。

以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者なし]

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者なし]

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書についてを採決いたします。

お諮りします。

本件は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、発議第2号 道州制導入に断固反対する意見書については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中における議会運営委員会の継続調査について

○議長（安倍 徹君）

日程第11、閉会中における議会運営委員会の継続調査についてを議題とします。

本件について趣旨説明を求めます。

議会運営委員長 安江祐策君。

○議会運営委員長（安江祐策君）

平成25年9月18日、東白川村議会議長 安倍徹様、議会運営委員会委員長 安江祐策。

閉会中の継続調査申出書。

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、東白川村議会議会規則第75条の規定により申し出します。

記1. 会期及び会期延長の取り扱いについて、2. 会期中における会議日程について、3. 議事日程について、4. 一般質問の取り扱いについて、5. 議長の諮問事項に関する調査について、6. その他議会運営上必要と認められる事項。以上でございます。

○議長（安倍 徹君）

お諮りします。委員長の申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、申し出の事項については、閉会中における継続調査とすることに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（安倍 徹君）

本定例会の会議に付された事件は全て終了いたしました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成25年第3回東白川村議会定例会を閉会します。

村長。挨拶。

○村長（安江眞一君）

閉会に当たり、一言御礼を申し上げます。

去る12日からの議会、そしてまた精読期間、しっかり皆様方のご意見をお聞きし、たくさんの御指導をいただきましたこと、今後の村政運営に生かしてまいりたいと考えております。

この東白川村、きょうの賛成討論にもございましたように、財政調整基金も大方よその町並みと申しますか、これは1人当たりのことでもございまして、額そのものは遠く及ばないものでありますが、今後どれだけということではなくて、大きな建設事業等控えております。いろんなものが老朽化をしておりますので、それを今後はつくり直す、または修理、そのようなことが次の5次総には上がってくるものと考えますので、無駄遣いをしないように、今後とも財政の健全化に努めてまいりたいと思います。

どうか、今後とも議員の皆様のご御指導をお願い申し上げ、閉会の御礼といたします。どうも御苦労さまでございました。

午後1時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員